



質問1

開業医を始めてからかなりになります。母校の登山部の後輩に頼まれ、登山部に寄附をしたり、町内の子供会に対する寄附や消防自動車購入のために拠出する寄附があります。これらの寄附金は所得税法上どのように取り扱われるのでしょうか。

回答 事業遂行上直接の必要に基づく寄附金は必要経費になります。

寄附を支払った場合の所得税の取扱いは、事業の所得計算上必要経費として差し引くか寄附金控除として課税所得の計算に際して所得控除を行うか、またはこのいずれにも属さない家事上の費用となるかのいずれかに分かれます。

寄附とは、贈与契約によって金銭を支出し、または金銭以外の財産権を移転することをいい、寄附者の自由意志によって行われるものであり、また寄附者は相手方からなんらの反対給付を受けないものであるところからみると、寄附金には本来、費用性はないというべきでしょう。ただ、寄附金控除は公益性の高い寄附について政策上の理由から設けられた制度です。

ところで、名目は寄附金であっても、実際は広告宣伝のためなど事業遂行上直接の必要に基づくもの、または事業を営んでいるため特に負担しなければならないものは、事業について生じた費用として必要経費になるものと考えられます。

ご質問の寄附のうち、子供会に対する寄附は、医業を営んでいることにより、半ば強制的に支出するものであれば必要経費に該当し、消防自動車の場合はその寄附金が国または地方公共団体に帰属するものであれば、寄附金控除が受けられますが、登山部への寄附は大学の先輩としていわば個人の立場で行うものでいずれにも該当しないと思われます。

質問2

母校の創立100年を記念して大学に附属研究所を新たに建設することが決まり、同級生がその費用を寄附することになりました。私は、この寄附の募集に対して10口計50万円ばかり拠出したいと考えていますが、私が支出する寄附金は必要経費として認められるのでしょうか。

回答 通常は、所得計算上の必要経費とはなりません。

学校創立の記念行事の一環として、建物や設備、備品類を取得して学校に寄附し、そのための資金を卒業生などが募金することはしばしば行われています。特に、多数の設備等を必要とする医学系の学校においては、創立記念に限らず施設の取得や研究助成を目的とした寄附が多く見受けられます。

ところでこれらの寄附は、本来、対価性のないものであり、寄附をするかしないかは全く寄附者の任意に委ねられています。すなわち、寄附が個人の善意によって行われるところからみますと、収入を得る目的で支出される一般の費用概念にはなじまないといえます。

したがってご質問の寄附金の場合も、事業遂行上必要なものというよりは、むしろ個人の立場で支出する家事上の経費に該当するものと考えられ、必要経費にはなりません。

なお、出身大学への寄附であっても、事業遂行上必要なもの、例えば、その大学から派遣医師の派遣を受けているなど、事業遂行上密接な関連がある場合の寄附については必要経費になる場合があるでしょう。

また公益性が高い特定の寄附金に該当する場合は、寄附金控除の適用があります。